

1. 要求水準書第5章. 第1節. 3. (1)、(2)、(3)、(4)に係るもの

(1) 総括代理人

事業契約書に定める総括代理人

(2) 直属スタッフ

総括代理人の直属スタッフ

(3) 統括責任者

維持管理・運営業務を統括し、職員の勤務時間帯（主に9時30分から18時15分まで）は駐在する。

(4) 統括責任者補佐

統括責任者のもと、維持管理・運営業務の統括業務の補佐を行い、職員の勤務時間帯（主に9時30分から18時15分まで）は駐在する。

(5) 維持管理・運営業務に係る振興会との連絡窓口

国立劇場に職務を担う業務従事者を配置する。
振興会と常時連絡が可能な体制を確保する。

(6) 維持管理・運営の各業務責任者

各業務の業務従事者を取りまとめる。
関係法令に基づき必要となる資格を有するほか、各業務の遂行に必要な能力を有する者とする。
各業務責任者は業務従事者との兼務を可能とする。ただし、業務副責任者との兼務は不可とする。

(7) 維持管理・運営の各業務副責任者

各業務責任者が不在の場合などに業務責任者の代理として各業務の業務従事者を取りまとめる。
各業務副責任者は業務従事者との兼務を可能とする。ただし、業務責任者との兼務は不可とする。

(8) 維持管理・運営の各業務従事者

関係法令に基づき必要となる資格を有するほか、各業務の遂行に必要な能力を有する者とする。

2. 要求水準書第5章. 第1節. 5. (3) ⑥、⑦及び⑨に係るもの

(1) 防火管理者及び防災管理者

振興会の管理の権原に属する部分以外の部分の防火管理及び防災管理上の権原を有する者として選任する。
統括責任者及び業務責任者の兼務を可能とする。

(2) 共同防火管理協議会における統括管理者及び統括管理者直近下位の内部統括要員

自衛消防組織の設置に要する統括管理者又は統括管理者直近下位の内部統括要員としての有資格者とする。

(3) 自衛消防組織要員

清掃業務従事者を除く各業務従事者が兼任する。

(4) エネルギー管理員
事業者が選任する。

(5) 電気主任技術者
事業者が選任する。

(6) 建築物環境衛生管理技術者
事業者が選任する。